

Weekly Report

第391号
平成29年1月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

29年1月から開始された主な税制

◆今月から適用開始となった主な税制は

◎給与所得控除額の上限引下げ…給与収入が1千万円を超える場合の給与所得控除額は、220万円が上限となります。

◎セルフメディケーション税制の創設…メタボ健診や予防接種など一定の取組を行う方が特定のスイッチOTC医薬品を購入し、年間1万2千円を超えた場合、超えた部分（8万8千円が上限）が所得控除できます。現行の医療費控除とは選択適用です。

◎スキャナ保存制度の見直し…領収書等に係るスキャナ保存制度について、*スマートフォン等による読み込みも可能とする、*小規模企業者は税務代理人が定期検査を行う場合に相互けん制要件を不要とする等の見直しが行われました。

◎加算税制度の見直し…調査の事前通知後に修正申告書又は期限後申告書を提出（調査による更生を予知したものではない）した場合に加算税を課す、*短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算税を加重する措

置が設けられました。

◎国税のクレジットカード納付制度の創設…インターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」で、ほぼ全ての国税についてクレジットカードによる納付ができるようになりました。納付可能金額は1千万円未満かつカードの決済可能額以下です。

◎マイナンバー（個人番号）関係…*一定の書類（所得税の青色承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書など）について記載不要とする、*扶養控除等申告書について、給与等の支払者が従業員のマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合は記載不要とする取扱いに見直されました。

給与所得者の還付申告について

28年分の所得税の確定申告を行う必要がある方は、2月16日～3月15日までに行います。

大部分の給与所得者の方は年末調整で所得税が清算されているため、確定申告を行う必要はありませんが、医療費控除や寄附金控除、雑損控除などの年末調整では受けることができない控除を適用する場合には、税金の還付を受けるための申告（還付申告）を行います。還付申告については、確定申告期間に関係なく1月から行うことができ、期間は5年間です。

なお、申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となり、提出の際には本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

1月は税務事務が集中・お早目のご準備を！

以下の提出期限は全て1月31日（火）です。

- ★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。
- ★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人（昨年途中で退職した人も含む）の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。
- ★償却資産申告書……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について、市町村等の固定資産税課に提出。